

船舶医療人材の育成・研修のあり方について

令和8年7月13日

内閣府 広域避難・計画推進室

船舶医療人材の育成・研修のあり方の検討

- 船舶活用医療は、海上・船内という特殊な環境下において、限られた医薬品・医療資器材等を用いて実施するため、平時の陸上医療とは異なる対応が求められる。
- 災害時に船舶活用医療が円滑かつ効果的に提供できるよう、**船舶医療活動の専門的知見を有する「船舶医療人材」育成のための人材育成ガイドライン、研修教材について検討**を行う。

成果物①：船舶医療人材育成ガイドライン（イメージ）

「船舶医療人材」育成の基本的考え方

船内で活動する医療従事者に求められる資質・能力、育成方針

人材育成の基本的考え方に基づき、役割に応じた段階的な人材育成体系を構築

Step1: 船舶医療実務者研修（基礎コース）

【目標・求められる能力】

船舶医療に必要な基礎知識・船内オペレーションを習得する

【対象者】

船舶医療チームを担う医師・看護師・業務調整員

【研修内容】

- ・ 船舶医療の基本的仕組みを理解する
- ・ 船舶医療と陸上医療の違いを理解する
- ・ 活動要領、実施マニュアルを理解する

Step2: 統括医師研修（指揮コース）

【目標・求められる能力】

船内での医療活動を統括し、人員配置や運営判断等を主導できる能力を身につける

【研修内容】

- ・ 船舶医療活動での指揮系統を理解する
- ・ 統括医師として活動する判断力を養成する

成果物②：教材

教材（基礎編）の作成

教材（指揮編）の作成

人材育成ガイドラインの詳細及び教材作成について、WGにおいて実務的に検討を行い、検討会（親会）に諮る

(参考) 船舶活用医療に係る行政職員向け研修訓練

趣旨

- 船舶活用医療では、行政部門、船舶部門、医療部門の3部門が連携して活動。このうち行政部門は、船内活動の最終責任を有し、船内活動全体の管理、3部門間の総合調整、船外の内閣府職員・都道府県本部（保健医療福祉調整本部）・現地対策本部等との連絡調整、ロジ・アドミ業務及び生活支援業務の監督等を担う。
- 乗船する内閣府職員が指揮所活動を含むオペレーションを円滑に実施できるよう、行政部門マニュアル及び活動要領等への習熟並びに標準化された危機管理手法※の習得を図るため、研修及び訓練を段階的に実施する。

研修訓練計画

基礎研修：5月中

- 行政部門マニュアル、活動要領をもとに基礎的な知識を学ぶ
- 全員向け、座学・講義形式
- 具体的な内容
 - ・船舶活用医療の制度・体制
 - ・行政部門の役割と業務の全体像
 - ・活動の流れ（準備～受入港等）
 - ・記録、報告等のルーチン業務



応用研修：6月～

- ケーススタディを通じ指揮所における意思決定及び統合調整能力を養う
- 管理職等向け、ワークショップ形式
- 具体的な内容
 - ・ICSの原則、指揮所運営の考え方
 - ・多機関との調整・連携の考え方
 - ・意思決定・優先順位付け
 - ・トラブルシューティング



実動訓練：10月～

- 初期のセットアップ及び指揮所運営を含むオペレーションの全体を体験する
- 全員向け、講義＋実動＋事後振り返り
- 具体的な内容
 - ・船内指揮所の立ち上げ・運営
 - ・傷病者乗下船対応
 - ・ロジアドミ、生活支援対応
 - ・想定外事象への対応

